

第 2 5 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 8月 6日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、職務遂行上の職員の肖像権が記載されている文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年10月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、本件行政文書を作成又は取得しておらず存在しないためと主張している。

また、弁明意見書においても同様の主張をしている。

第 4 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分の取り消しを求める。
- 2 異議申立ての理由
対象となる行政文書を作成又は取得している。

第 5 審査会の判断

- 1 争点
本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

肖像権については、市販されている書籍、公にされている判例及び学説等において概念等が示されていることから、実施機関において、職員の肖像権について規定しているものはない。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、職務遂行上の職員の肖像権について記載された文書である。

(2) 実施機関における職務遂行上の職員の肖像権については、上記 2のとおりであり、実施機関が本件行政文書を作成又は取得していないことに、特段不合理な点は認められない。

(3) また、異議申立人の主張は、本件行政文書を作成又は取得していると述べるにとどまっている他、本件行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月22日	諮問書の受理
3月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月28日	実施機関の弁明意見書を受理
5月11日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第21回第 1小委員会)	調査審議
10月 1日	答申

(答申に参与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久